

## 雇用保険の手続きについて

《資格取得》 提出期限：翌月の10日まで

- ～提出書類～
- ①雇用保険資格取得届
  - ②労働者名簿
  - ③出勤簿（タイムカード）
  - ④雇用保険被保険者証
    - ※前勤務先で雇用保険に入っていた方のみ
    - ※紛失されている場合は労働者名簿に職歴をご記入下さい。
  - ⑤雇入通知書
    - ※短時間就労者の場合のみ

《氏名変更》 提出期限：その都度速やかに

- ～提出書類～
- ①雇用保険資格取得届
    - ※上記書類の下段に新氏名・変更年月日をご記入下さい。
    - ※ご提出の際には氏名変更の旨を余白にご記入下さい。
    - ※氏名変更を確認できる書類を添付して下さい。  
(運転免許証裏表写し・年金手帳変更箇所写し等)

《資格喪失》 提出期限：退職日の翌日から10日以内

～提出書類～

- ①雇用保険資格喪失届
- ②退職願 もしくは 労働者名簿
  - (退職理由・退職年月日を記入したもの)
  - ※退職願に退職年月日の記載がない場合は、労働者名簿をご提出下さい。
- ③貸金台帳
- ④出勤簿
  - ※③④は12ヶ月分（貸金締日と退職日が異なる場合13ヶ月分）
  - ※離職の日以前2年間に11日以上の月が12ヶ月以上必要。  
(倒産・解雇等により離職された方は離職の日以前1年間に6ヶ月以上)